

発 言 通 告 書

令和 8 年 9 月 9 日

松山市議会議員 大 塚 啓 史 殿

松山市議会議員 土井田 学

次のとおり通告します。

発言順位	1 3	受領日時	9 月 9 日 午前・午後	4 時 30 分	2 枚中 1 枚目
質問等の方式	一問一答方式 ・ 一括方式			発言時間	約 40 分
答弁を求める者	・市長 ・教育長 ・選挙管理委員会委員長 ・公平委員会委員長 ・農業委員会会長 ・監査委員 ・公営企業管理者				

No	件 名	発 言 の 要 旨
1	城山の土砂災害について	(1) 事前の防災対策について ①法令の制度上、危害の可能性が高い場所への土砂災害警戒区域の指定の可否について問う。 ②災害の9カ月前、市民に危害が及ぶ危険性を発表した時点で必要としたのは、早期対策か将来的対策のどちらか、その理由とともに問う。 (2) 市民が主役の市政運営について ①公文書がない中で、10 年後、20 年後に、市に管理責任がない、再検証の必要がないという重要判断の詳細を市民が確認する具体的方法について問う。 ②2 件の重要判断の公文書不作成に関する関係法令、例規への抵触の有無とその理由について問う。
2	中央市場、関連店舗をめぐる本市の対応について	(1) 幹部職員による金銭授受の持ちかけについて ①公務中に金銭授受を持ちかけた課長の公私の立場と、公務員としての適否について問う。 ②公金公用物処理不適正に該当する行為と知りつつ、懲戒処分になかった理由について問う。 (2) 争いに関する情報について ①争いの概要等の質問に対する組織ぐるみの答弁拒否の理由について問う。 ②個人の問題として本市が関与しなかったことに対する事業者への謝罪、経費の支払い、課長の対応の公開に関する可否とその理由について問う。
3	本年 1 月に懲戒免職処分となった居酒屋事案について	(1) 適正な事務手続と処分基準の適用判断について ①加害職員が行為を認めてから懲戒免職処分を決定するまでの弁

[illegible]